

11 月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進」月間です

『令和 8 年度標語 189(いちはやく)気づいたあなたに できること』

※11 月 2 日（月）～11 月 30 日（月）まで鳩山町こども家庭センターで彩の国オレンジライトアップ運動に賛同し、入口にオレンジ色の装飾を施します。

（彩の国オレンジライトアップ運動とは、11 月の児童虐待防止月間に合わせてオレンジ色にライトアップすることで児童虐待防止に関する啓発をすることです）

児童虐待とは本来、子供をあたたかく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子供の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。親が「しつけ」と思っている行為でも、現実にこどもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、こどもの立場で判断することが大切です。
児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子供を発見した時は、児童相談所等に連絡（通告）しなければならないと定めています。

＜児童虐待の種類＞

身体的虐待

殴る、蹴る、首をしめる、熱湯をかける、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、体を激しく揺さぶる　等

性的虐待

性交や性的な行為を強要する、ポルノの被写体にする　等

保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気や怪我をしても病院に連れていかない、家に閉じ込める　等

心理的虐待

「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などの酷い言葉で傷つける、わざと無視する、他のきょうだいと差別する　等

〔出典・参考：埼玉県ホームページ〕

子供は思いどおりにならないものです。また、子育てには不安がつきものです。
子育ての悩みを、ひとりで抱え込むのは大変です。誰かに気持ちを話すと少しは楽になります。ひとりで抱え込まず、相談しやすい窓口・方法を利用してください。

※相談窓口は裏面です

【身近な相談窓口】

・児童相談所虐待対応ダイヤル　189（いちはやく）（24 時間受付、通話料無料）

・親と子どもの悩みごと相談＠埼玉(LINE)

・親と子どもの悩みごと相談＠埼玉（電話）048-822-7007（12/29～1/3 除く 9 時～21 時、土日祝日 9 時～17 時）

・町こども家庭センター ぴっぴ　049-298-1136（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

・町保健センター　049-296-2530（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

・ひばり子育て支援センター　049-296-5694(平日 9 時～17 時)、hoikuen@hibari.or.jp

・子育て支援センター「ぽぽる」049-210-3217（平日、土曜日 9 時～16 時)、popolu@ai-relief.jp